

土地の所在 高松市川島本町字中津
159-1の一部、159-2の一部、163-4、168-1
168-11の一部及び地先水路

土地利用計画図

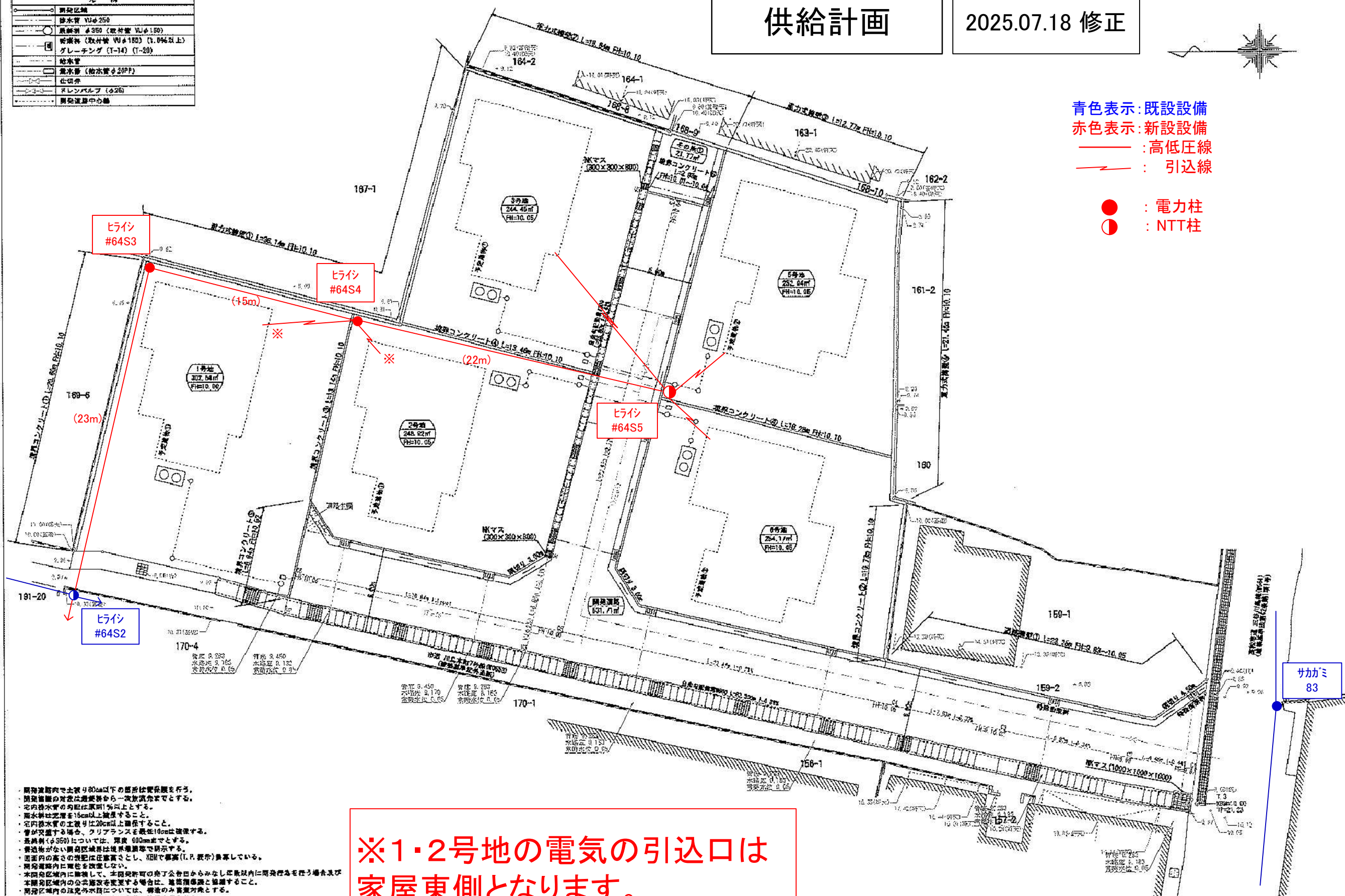
最終電柱位置図 R7.7

供給計画

2025.07.18 修正

青色表示:既設設備
赤色表示:新設設備
——:高低圧線
——:引込線
●:電力柱
○:NTT柱

凡 例	
○	新設区画
○	排水管 VUφ250
○	排水管 VUφ150 (敷設管 VUφ150)
○	排水管 (敷設管 VUφ150) (1.0%以上)
○	グレーチング (T-14) (T-20)
○	給水管
○	給水管 (給水管φ200P)
○	止回弁
○	マンホール (φ200)
○	開道直前中心線



※1・2号地の電気の引込口は
家屋東側となります。

- 開発区域内で土盛り80cm以下の箇所は電線保護を行う。
- 開発区域の敷地は造成後から一歩引退を要する。
- 区内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- 排水管は管径φ150以上とする。
- 区内排水管の土盛りは20cm以上確保すること。
- 管が交差する場合、クリップを最低10cmは確保する。
- 基礎(φ300)については、長さ600mmとする。
- 管が交差しない箇所は境界線等で見分ける。
- 区画内の高さの制限は任意とし、KBMで表示(T.P.表示)を要している。
- 開発区域内に電線を敷設しない。
- 本開発区域内に隣接して、本開発許可の発付公告日からみなし完成区域内に開発行為を行う場合及び本開発区域の公共施設を必要とする場合は、造成後保護と協議すること。
- 開発区域の排水外水路については、協議のみを要する。
- 本図の同意については管理者と十分に協議を行うこと。
- 開発区域のグレーチングの設置は、5.50m未満の高さでT-14とする。
- 開発区域内における排水外水路については、協議のみを要する。排水の同意については、管理者と十分に協議を行うこと。

縮 尺

1/250

開発許可
年 月 日

第 令和

年

月

日

申請者

株式会社ロータリーハウス不動産
代表取締役 増元 竜彦

作成者
住所・氏名

高松市川島本町貳八番地
土地家屋調査士 横井 智